

自主活動奨励金募集要項

1. 自主活動奨励金について

正課外において自主的な活動を行い活躍をしている学生(個人または団体)を対象とし、これを奨励することを目的としています。また、採択された個人、団体の活躍ぶりを APU のコミュニティーに広く紹介します。「社会貢献賞」「文化・芸術・スポーツ優秀賞」「学びの実践賞」の3つの分野別に賞を設けています。

(1) 募集内容

| 賞 | 対象 |
|---------------|---|
| 社会貢献賞 | 日本国内外を問わず、地域・社会が抱える課題を解決するために地道に活動し、大きな成果を残した団体、個人。または、その企画の実施により APU コミュニティーに大きく貢献した団体、個人。 |
| 文化・芸術・スポーツ優秀賞 | 文化、芸術、スポーツの各分野において、高い目標を達成するために継続して努力を重ね、高い実績を残した団体、個人。 ※正課外活動(正課の成績評価の対象とならない)として参加するコンペティションを含む。 |
| 学びの実践賞 | 大学での正課の学び、および大学が提供する正課外プログラムでの学びを活かした活動を企画、実施し、その企画により、多くの人とともに学びを深めている独創的な取組みを行った団体、個人。 |

* 個人、団体とも複数分野への出願が可能です。その場合、一つの賞への出願につき、出願書類一式の提出が必要です。

(2) 評価対象期間 2022年7月1日～2023年6月30日 * 休学中の活動は対象外です。

(3) 給付金額 各賞とも 団体 10万円、個人 5万円

(4) 採用人数 10名(または団体)以内

(5) 出願締切 **2023年7月3日(月) 午前10:00**

2. 出願資格

団体、個人それぞれ以下○がついた資格を全て満たしている必要があります。

| NO. | 団体 | 個人 | 条件 |
|-----|----|----|--|
| 1 | ○ | ○ | 課外自主活動を行っている学生個人および本学に登録している学生団体であること。 ただし、ゼミを母体とする正課外活動(自主ゼミのような形で行われる活動)や正課の授業が終了した後も継続して行った自主活動は、本学に団体登録していない場合でも出願が可能です(指導教員の推薦が必要)。 * 正課の成績評価の対象となる活動は評価の対象としません。 * 報酬または謝礼が支払われる学生スタッフの活動は評価の対象としません。 (TA、RA、FLAG、SAS、TSS、GASS、ALRCS、ASA、SMU等は対象外) |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> * 学外での活動も評価の対象となります(個人としての応募のみ可能)。 * 団体に所属する個人が団体の実績を元に出願することも可能ですが、その場合、団体としての実績を獲得するために、出願した個人が団体の中で果たした役割と貢献を評価します。 |
| 2 | ○ | ○ | 募集分野の正課外自主活動において優れた成果を収め、さらに高い水準を目指していること。文化・芸術・スポーツ優秀賞は別表の基準を満たしていること。 |
| 3 | ○ | ○ | 活動実績を証明できること。 |
| 4 | ○ | ○ | 学業と正課外自主活動を両立させていること。 |
| 5 | — | ○ | 第8セメスター終了時に卒業できる見込みがあること。 |
| 6 | — | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 正規課程に在籍している学生であること。 * 2022年7月1日以降、立命館アジア太平洋大学学生懲戒規程に定める懲戒を受けた場合、選考の対象外となります。 * 申請時に休学中の場合、選考の対象外となります。 |

別表:文化・芸術・スポーツ優秀賞の成績基準

| 分野 | 基準 |
|-------|--|
| 文化・芸術 | <ul style="list-style-type: none"> 1) 推薦や選抜のもと、国際大会・全国大会・西日本大会やそれに準ずる大会に出場した。 2) 推薦や選抜なしに、国際大会・全国大会・西日本大会やそれに準ずる大会において賞を獲得した。 3) その他、上記と同等と判断される実績。(コンペティション等) |
| スポーツ | <ul style="list-style-type: none"> 1) 推薦や選抜のもと、国際大会・全国大会・西日本大会やそれに準ずる大会に出場した。 2) 推薦や選抜なしに、国際大会・全国大会・西日本大会やそれに準ずる大会において賞を獲得した。 3) 所属するスポーツのリーグにおいて、一段階上のリーグに昇格した。 4) その他、上記と同等と判断される実績。 |

3. 出願について

(1) 出願書類

以下の出願書類を全て提出してください。(NO.3の書類は該当する活動のみ提出)

| NO. | 提出書類 | | |
|-----|---|-------------|--------|
| 1 | 2023年度 自主活動奨励金願書(定型様式) * 右記の出願する賞の願書を使用すること。 | 社会貢献賞 | Form A |
| | | 文化・芸術・スポーツ賞 | Form B |
| | | 学びの実践賞 | Form C |
| 2 | <p>活動実績・成績を証明する資料 以下①、②の両方を提出。両方提出する事が難しい場合は、いずれか一方の提出で可。 ※本学が委嘱する顧問が置かれている団体は、以下①、②の両方を提出。②は顧問の方に作成していただくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 外部の団体が発行している活動実績・成績を証明する資料(複数提出可) 例:新聞記事、雑誌記事、ウェブサイト上のニュースや記事、主催者が発行する報告資料等 *「活動実績・成績を証明する資料等の添付用紙(定型様式: Form D)」に添付すること。 ② 自主活動奨励金活動証明書 | | |

| | |
|---|--|
| | <p>活動を具体的に把握している第三者(学生、親族は不可)に活動実績、取り組みの様子や評価を記入していただくこと。</p> <p>* 自主活動奨励金活動証明書(定型様式: Form E)に直接記入していただくこと。 定型様式(Form E)の内容がすべて含まれている場合、自由書式でも可。</p> <p>* 顧問を有する団体の場合、顧問からの本証明書は必須。また、顧問以外の第三者(学生、親族以外)の方が詳しく活動を把握している場合は、その方からの本証明書と、顧問による本証明書の2通を提出すること。</p> |
| 以下3はゼミを母体とする正課外活動(自主ゼミのような形で行われる活動)や正課の授業が終了した後も継続して行った自主活動を申請内容に含める場合にのみ提出 | |
| 3 | <p>指導教員からの証明書(自由書式)</p> <p>活動が授業評価の対象ではないこと、また学生によって自主的に行われた活動であることを記述していただくこと。</p> |

- * 採用決定後、証明書類等の原本の提出が必要となりますので、必ず原本を保存しておいてください。
- * 定型様式は、下記ホームページからダウンロードしてください。注意事項をよく読んで記入してください。
 - キャンパスターミナル「大学からのお知らせ」
 - スチューデント・オフィス ホームページ「NOTICES/お知らせ」

(2) 出願方法

出願書類をEメールに添付のうえ、下記アドレスまで提出してください。(2023年7月3日(月) 10:00 必着)

提出先: stueca@apu.ac.jp

- * メールの題名を、「自主活動奨励金申請」とし、本文に氏名(団体名)を記載のうえ送信してください。

4. スケジュール(出願から表彰式までの流れ)

| 時期 | 予定 | 詳細 |
|---------------------------|----------------|---|
| 2023年6月1日(木)~7月3日(月)10:00 | 出願期間 | スチューデント・オフィスへメールに書類添付して出願。(出願の詳細は上記を参照) |
| ~7月24日(月) | 審査 | 出願書類を元に大学が審査を行います。 * 書類の内容について、スチューデント・オフィス職員が確認を行うことがあります。確認ができない場合、選考の対象外となります。 |
| 7月26日(水) | 結果発表・合格者へ手続き説明 | 出願した個人または団体の代表者に、キャンパスターミナルの「あなた宛の重要なお知らせ」にて連絡します。受賞した各個人・団体はスチューデント・オフィス監修のもと8月末までに動画を作成します。 |
| 8月 | 動画提出 | 受賞した各個人・団体より動画が提出された後、指定の金融機関口座に、奨励金を振り込みます。 |
| 2024年1月(予定) | 表彰式 | 表彰式の場所等詳細は、受賞者に改めて連絡します。 |

5. 大学の広報への協力

受賞者は、自身の活動を伝える動画の作成、広報へのご協力をお願いします。

6. 奨励金の返還

本奨励金採用の決定後、以下(1)から(3)のいずれかに該当した場合は、その個人/団体への受賞を取り消し、給付を行いません。また、既に給付を行なった後の場合、受賞を取り消すとともに、その個人/団体は給付された全額を返還する義務を負うものとします。

(1) 出願に際し虚偽の記載等の不正の事実が判明したとき。

(2) 採用通知後1年以内に立命館アジア太平洋大学学生懲戒規程に定める懲戒を受けたとき。

(3) その他、制度の趣旨を踏まえ奨励金の受給者として適当でないと学生委員会が判断したとき。

7. 連絡先

立命館アジア太平洋大学スチューデント・オフィス

自主活動奨励金担当

stueca@apu.ac.jp